

新型コロナウイルス感染症による離職者の増加等に伴う 公営住宅の提供の充実

令和2年7月

【担当省庁】国土交通省

奈良県における取組

○奈良県営住宅長寿命化計画に基づく改善工事の実施

- ・ 奈良県営住宅長寿命化計画に基づき、外壁・屋上防水改修工事等の長寿命化を図る工事を順次実施
- ・ しかし、老朽化したストックが多数かつ年々増加しており、県営住宅全体の安全性確保が課題

【外壁改修工事の例】



- ・ また、中層耐火構造のEVのない住棟については、上層階への入居促進を図るため浴槽設置等を含む住戸改善工事を順次実施
- ・ しかし、**県営住宅ストックの大半が建設してから20年以上を経過しており、現在の生活様式にそぐわない内装・設備等が多い**
(例: 畳・押し入れ→フローリング・クローゼットなどに生活様式が変わっている)



【建設時から大きな変更のない住戸の例】



【内装・設備を一新した住戸の例】

○離職者の増加等に伴う県営住宅の提供

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による離職等により、お住まいの住宅から退去を余儀なくされる方に対し、恒久的な住宅確保までの一時的な住まいとして、令和2年5月1日より県営住宅の空き住戸の提供を行っている。
- ・ 現在は、従前に住戸改修済の住戸を原則として1年以内の期間に限り提供するものである(公営住宅の目的外使用)が、今後、新型コロナウイルス感染症に起因する離職等による住宅困窮者の増加が予想されることから、早急に空き家となっている住戸の改修を進めることにより入居可能な住戸を増加させる必要がある。

国にお願いすること

公営住宅等ストック総合改善事業に係る要件の緩和

新型コロナウイルス感染症に関連して住まいに困窮する方に対して、既存公営住宅ストックを活用して迅速に住まいを提供するため、以下の要件等の緩和を行っていただきたい。

○個別改善事業の対象となる年度要件の緩和

現在原則として平成2年度以前の予算により整備されたものが対象であるが、平成2年度より既に30年が経過していることから、この年度要件を緩和し、より多くの公営住宅ストックについて国費を活用した改善事業が実施できるように検討いただきたい。

○個別改善事業の対象となる工事の柔軟化

個別改善事業については、既設の公営住宅の性能向上を図るための工事であれば基本的に対象となるが、年数の経過により現在の生活様式にそぐわなくなった内装・設備等の更新など、対象工事の柔軟化を検討いただきたい。